

令和 6 年度

しょうきやく し さん

償却資産申告の手引き

(固定資産税)

提出期限 令和 6 年 1 月 31 日(水)

市税につきましては、平素より格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても対象となっており、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっております。

つきましては、申告関係書類を同封いたしましたので、この「申告の手引き」をご参照いただき申告書を作成のうえ、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

- ※ 期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。
- ※ 申告書を郵送で提出される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、**申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒**を同封してください。窓口で提出される方も、**控えが必要な方はコピーを持参してください。**
- ※ **休業、廃業等で営業していない、営業していても該当する資産がない、昨年中に資産の増加・減少がない場合**も必ず申告書の提出をお願いいたします。
- ※ インターネットを利用した申告も可能です。詳しくはeLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

調査協力をお願い

石狩市では、地方税法第353条及び第408条に基づいて資料の提供依頼及び実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。また、調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は、現年度を含めて5年間分について遡及することになりますので、ご了承ください。

提出先・お問い合わせ先

石狩市役所

財政部税務課 資産税担当(1階⑤番窓口)

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL(0133)72-6120(直通)

TEL(0133)72-3111(代表) 内線123・124・125

厚田支所

市民福祉課 市民生活担当

〒061-3692 北海道石狩市厚田区厚田45番地5

TEL(0133)78-2886

浜益支所

市民福祉課 市民生活担当

〒061-3197 北海道石狩市浜益区浜益2番地3

TEL(0133)79-2112

石 狩 市

償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用(事業を行ううえで使用・利用されている資産)の有形減価償却資産のことで、おおむね次の資産をいいます。

申告が必要な資産

- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 償却済みとなった資産(残存価額又は備忘価額に達した資産)であっても、令和6年1月1日現在、事業に使用している資産
- (3) 経営政策等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (4) 会計上簿外資産であるが、令和6年1月1日現在、事業に使用している資産
- (5) 一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休資産及び未稼働資産
- (6) 大型特殊自動車(ナンバー区分が0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999の建設機械など)
- (7) 建設仮勘定で経理している資産のうち、令和6年1月1日現在、事業に使用している資産
- (8) 賃借人の施した家屋の内部造作及び設備
- (9) 中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用した資産
- (10) 職員・社員の福利厚生用の設備
- (11) 他の企業等に貸付けている資産で、それが事業に使用されているもの

申告の対象とならない資産

- (1) 土地・家屋(ただし、動力設備、受変電設備、給水設備等の建物附属設備であっても家屋と構造上一体となっていないもの、家屋の所有者以外の者が設置したもの、特定の生産又は業務用設備は申告の対象となります)
- (2) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- (3) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (4) 生物(ただし、鑑賞用の生物は申告の対象となります)
- (5) 無形減価償却資産(営業権・意匠権・特許権・ソフトウェア・電話加入権等)
- (6) 書画・骨とう(ただし、複製・イミテーションのようなもので装飾目的に使用されるものは申告の対象となります)
- (7) 繰延資産(開業費等)
- (8) 耐用年数が1年未満のもの
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者(貸主)が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- (10) 税務会計上、
 - ① 取得価額(1個又は1組)が10万円未満のもの
ただし、法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したのものについては申告の対象となります。
 - ② 取得価額(1個又は1組)が20万円未満のもので3年間の一括償却としたもの
ただし、中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用したのものについては申告の対象となります。

経理区分 取得 価額基準	一時の損金・必要 経費としたもの	税務会計上、3年間 の一括償却とした もの	損金算入せず、個 別に減価償却資産 として計上したもの	中小企業者等の全 額損金算入特例を 適用したもの
10万円未満	×	×	個人 ×・法人 ○	—
10万円以上 20万円未満		×	○	○
30万円未満			○	○

○……申告対象となります

×……申告対象とはなりません

申告していただく方

令和6年1月1日現在、当市において事業を営んでいる個人または法人の方は、地方税法第383条の規定により、令和6年1月1日現在における償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

提出していただく書類

はじめて申告をする方

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書 増加資産・全資産用	種類別明細書 減少資産用
申告する資産がある	○	○	
営業しているが該当資産がない	○		
営業していない	○		

※ 「営業していない」場合は、⑱備考欄にその旨記載して提出してください。

令和5年度の申告をした方

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書 増加資産・全資産用	種類別明細書 減少資産用
資産の増減がない	○		
増加した資産がある	○	○	
減少した資産がある	○		○
増加・減少した資産の両方がある	○	○	○
営業しているが該当資産がない	○		
営業していない	○		
法改正による耐用年数の変更申告をしていない場合	○		○

※ 該当する申告区分により○の付いている書類を提出してください。

※ 「種類別明細書」が同封されている方は内容を確認のうえ申告してください。なお、令和4年以前に取得した資産で申告漏れがある場合は、申告書への記載をお願いします。

※ 「昨年中の資産の増減がない場合」、「廃業・解散・移転等の場合」、「営業していても該当資産がない場合」は、⑱備考欄にその旨記載して提出してください。

※ 平成20年以前に取得した資産で、法改正による耐用年数の変更を申告していない場合は、「種類別明細書（減少資産用）」に記入し提出してください。

※ 「営業していない」場合は、⑱備考欄にその旨記載して提出してください。

電算処理により全資産申告をする場合

償却資産申告書	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式)により申告してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式別表1)により申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は次の事項にご留意ください。 (1) 全国的に統一された様式による記載事項を全て記載すること (2) 全資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行うこと

※ 減少資産用は確認のため提出にご協力ください。

※ 独自の電算様式で申告された方には種類別明細書を同封していない場合があります。

申告されない方、虚偽の申告をされた方

資産を所有している方で正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び石狩市税条例第75条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

免税点及び税率

ご申告いただいた資産の内容をもとに個々の資産について1月1日現在の課税標準(評価額)を算出いたします。当市内における全資産の課税標準の合計が150万円未満のときは課税されません。また、税率は地方税法第350条の規定に基づき標準税率の1.4%となります。

償却資産の主な種類

資産の種類		主な資産名
1種	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外の給排水・ガス・衛生設備、屋外受水槽・浄化槽・貯水槽、可動式間仕切り、LAN配線設備 など
	構築物	舗装路面(アスファルト・コンクリート)、ロードヒーティング、門、塀、煙突、防壁、広告塔、街路灯、緑化施設、庭園、その他土地に定着する設備 など
2種	機械及び装置	工場等の物品製造・加工・修理に使用する機械及び装置、印刷・製本設備、荷役運搬設備、クリーニング設備、木工機械、建設機械、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備 など
3種	船舶	漁船、モーターボート、ヨット など
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5種	車両及び運搬具	除雪車・ショベルローダー・フォークリフトなどの大型特殊自動車、構内運搬車 など
6種	工具・器具及び備品	事務机・椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、冷凍・冷蔵庫、冷暖房機器、パソコン、カメラ、コピー機、FAX、看板、理美容機器、医療機器、自動販売機、測定・検査工具、切削工具、除雪機、融雪槽 など

※資産の種類は、法人税申告書別表16の資産の区分(種類)と一致します。

建物附属設備における償却資産と家屋の区分

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告していただく部分と家屋で評価する部分の内訳は次のとおりです。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備	
	中央監視制御設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電気引込み設備	引込み開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機・交換機等の機器	配線及び配管
	拡声設備	マイクロホン・アンプ・スピーカー等の機器	同上
	インターホン設備	インターホン機器	同上
	電気時計設備	時計・配電盤等の機器	同上
	火災報知設備	屋外の装置	左記以外の設備
給排水設備	水源	井戸	
	給水設備 排水設備	屋外に敷設された設備	屋内に敷設された設備
		独立した給水塔等	高架水槽・圧力水槽
ガス設備		特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯法	メーターまでの屋外の配管	屋内配管・バルブ
給湯設備	中央式給湯法	事業用ボイラー	中央式設備一式
避雷設備		公衆浴場の元栓・補助釜	
避雷設備		独立した設備	家屋と一体の設備
空調設備		ルームエアコン・FFストーブ	ダクト式空調設備等
消火設備		消火器・ホース等	消火栓設備・スプリンクラー・ドレンチャー設備
運搬設備		気送子	気送管設備・エレベーター・エスカレーター
その他の設備		集合郵便受け、夜間金庫、屋外の焼却炉、屋外融雪設備、カーテン	自動扉 屋内融雪設備

記入例(1)

□ 部分は記載不要です。(電算申告を除く)

償却資産申告書の書き方

※既に法人番号が印字されている場合は、番号の確認をお願いします。

①所有者の住所
前年度の申告等に基づいて、現在登録中の所在地(住所・居所)を印字しておりますので、確認してください。
なお、印字内容に間違いがある場合は訂正してください。

②所有者の氏名
所有者の住所と同様ですので、確認してください。
屋号(店名)があれば記入してください。
なお、新規に申告される方は、必ずふりがなをつけてください。

④前年前に取得したもの
令和5年1月1日以前に所有していた全資産の種類ごとの取得価額の合計金額を印字しておりますので、確認してください。

⑤前年中に減少したもの
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の種類ごとの取得価額の合計金額を記入してください。

⑥前年中に取得したもの
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の種類ごとの取得価額の合計金額を記入してください。

⑦計
種類別に(イ)-(ロ)+(ハ)と計算して得られた額を記入してください。

③個人番号又は法人番号
個人の方は右詰めで、個人番号を、法人の方は、法人番号を記入してください。

④事業種目
できるだけ具体的に記入してください。
また、法人の場合は資本金又は出資金等の金額も記入してください。

⑤事業開始年月
個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は当該法人の設立年月日を記入してください。

⑥この申告に回答する者
この申告に直接回答できる方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

⑦税理士等の氏名
経理を税理士等に委託している場合には、その氏名及び電話番号を記入してください。

所有者コード
種類別明細書を作成する場合は、所有者コード欄にこの番号を必ず記入してください。

⑧短縮耐用年数の承認
法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

⑨増加償却の届出
法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「届出書」の写しを添付してください。

⑩非課税該当資産
地方税法上の非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「種類別明細書」の「摘要」欄に「非課税」と記入し、確認できる書類を添付してください。

⑪課税標準の特例
地方税法上、課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、「種類別明細書」の「摘要」欄にその適用条項を記載し、確認できる書類を添付してください。

⑫特別償却又は圧縮記帳
○租税特別措置法による特別償却
○法人税法・所得税法による圧縮記帳
これらの有無について、該当する方を○で囲んでください。
(ただし、償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。)

⑬税務会計上の償却方法
税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

⑭青色申告
法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。

⑮石狩市内における事業所等資産の所在地
事業所(支店・営業所)等の資産の所在地をすべて記入してください。

⑯借用資産
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

⑰事業所用家屋の所有区分
事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

令和 6 年 1 月 15 日
受付印 石狩市長様
令和 6 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

住所 ①住所 7061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 (電話 0133-72-6120)

所有者 ②氏名 石狩太郎 株式会社 花畔商事 (屋号 花畔菓子工房)

③個人番号又は法人番号
④事業種目(資本金等の額) 菓子パン製造小売業 (10 百万円)

⑤事業開始年月 3 年 5 月

⑥この申告に回答する者の係及び氏名 会計係 石狩太郎 (電話 0133-72-6120)

⑦税理士等の氏名 花川みほみ (電話 0133-72-3111)

⑧短縮耐用年数の承認 有・無
⑨増加償却の届出 有・無
⑩非課税該当資産 有・無
⑪課税標準の特例 有・無
⑫特別償却又は圧縮記帳 有・無
⑬税務会計上の償却方法 定率法・定額法
⑭青色申告 有・無

⑮市(区)町村内における事業所等資産の所在地
①花川南6条2丁目207番地
②花川北6条1丁目4番地(11/31工場)

⑯借用資産 親和総合リース(株) 親和ビル107番地 TEL 62-3303 (有・無)

⑰事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	3,500,000		3,500,000	4,860,000
2 機械及び装置	2,250,000			2,250,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,980,000	750,000	950,000	2,180,000
7 合計	7,830,000	750,000	2,310,000	9,390,000

⑱備考
廃業・解散・移転等の場合はその旨と日付、「短縮耐用年数承認書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称又はその他の連絡事項を記入してください。

(この欄は、必ず記入してください)

(この欄は、電算申告の方は必ず記入してください)

記入例(2)

□ 部分は記載不要です。(電算申告を除く)

〈増加資産・全資産〉

前年度申告された方は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産を、今年はじめて申告される方は、全資産を記入してください。なお、前年度申告された方で、資産の申告もれがありましたら、記入してください。申告もれの資産の課税については、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、ご了承ください。

令和6年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード: 0088012045

所有者名: 株式会社 花畔商事

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価額	課税標準額	課税標準額	増加事由	摘要
01													
02	1		内務連作	1	5/4	1360000	15	0.0				①	
03	6		ガスオーブン	1	5/6	400000	6	0.0				①	
04	6		レジスター	1	5/6	550000	5	0.0				①	
05	6		除雪機	1	3/1	670000	10	0.0				①	申告もれ
06													
20			小計	4		2,980,000							

増加事由: ①新品取得 ②中古取得 ③移動による受入れ ④その他のいずれかを○で囲んでください。

耐用年数: 法定耐用年数を記入してください。中古資産で見積耐用年数を使用したときは、その年数を記入してください。

取得価額: 資産を取得するために要した金額(手数料・運賃・据付費等を含む)を記入してください。

取得年月: 資産を取得した年月を記入してください。なお、年号については、明治は1又はM、大正は2又はT、昭和は3又はS、平成は4又はH、令和は5又はRとし、数字又は、アルファベットで記入してください。

資産の種類: 償却資産の主な種類に従って1~6種に分類してください。

資産の名称: 資産名をできるだけ具体的に記入してください。なお、改良費は新たな資産とみなします。別個に本体と区別して記入し、本体の名称を付記してください。

数量: 資産の数量を記入してください。

所有者名: 償却資産申告書に記載されている氏名等を記入してください。

提出が複数枚になるときは3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

国税との比較

	固定資産税(償却資産)	国 税
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前の取得価額を記入してください。)	認められます
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	合算評価

記入例(3)

□ 部分は記載不要です。

〈減少資産〉

申告済の資産の中で、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産及び法改正による耐用年数の変更を申告していない場合は記入してください。

令和6年度 種類別明細書(減少資産用)

所有者コード: 0088012045

所有者名: 株式会社 花畔商事

行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	減少の事由及び区分	摘要
01								1・2・3・4	
02	00000002	自動スライサー	1	4/8	2250000	10		1・2・3・4	法改正による
03	60000000	パソコン	1	4/28	350000			1・2・3・4	破壊70万円(数量2)のうち35万円(数量1)分減少
04	60000000	テレビ	1	4/29	400000			1・2・3・4	札幌営業所へ移動
05								1・2・3・4	
20		小計	3		750000				

減少の事由及び区分: 該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

所有者名: 償却資産申告書に記載されている氏名等を記入してください。

提出が複数枚になるときは3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

摘要: ① 資産が減少した事由について、「1. 売却」にあつてはその売却先の住所・氏名を、「2. 滅失」にあつてはその理由を、「3. 移動」にあつてはその移動先を記入してください。② 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。(例) (当初所得価額) 50万円 (数量5) のうち20万円 (数量2) 分減少。③ 耐用年数の変更の場合は、「法改正による」と記入してください。

取得価額: 前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

耐用年数: 変更となる場合は改正後の耐用年数を記入してください。

数量: 前年中に減少した資産の数量を記入してください。

取得年月: 前年中に減少した資産の取得年月を記入してください。

資産の種類: 前年中に減少した資産の種類を記入してください。

抹消コード: 「令和6年度種類別明細書」が同封されている方は、同明細書中の資産コードを記入してください。

資産の名称: 前年中に減少した資産の名称を記入してください。

所有者コード: 償却資産申告書に所有者コードが印字されている場合は、その番号を記入してください。

申告書の書き方がわからない場合
市役所 資産税担当 (0133) 72-6120に
お気軽にお電話ください。
または、次のような書類などを持参の上、
早めにご来庁ください。
○固定資産台帳
○総勘定元帳
○決算書
○法人税又は所得税の申告書